

山下江法律事務所の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第64回

マタハラ(1)

このコラムでは、前回までセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、パワー・ハラスメント(パワハラ)についてご紹介してきました。

セクハラやパワハラは、職場における嫌がらせや不利益な取扱い等の問題ですが、近年、もうひとつの問題としてマタニティ・ハラスメント(マタハラ)についても関心が高まってきています。

セクハラ、パワハラに比べるとまだ社会的な認知は低いかも知れませんが、昨年、マタハラに関する最高裁判決が出されたこともあり、これから徐々にマタハラという言葉も知られていくのではないかと思います。そこで今回から2回にわたり、マタハラについて取り上げてみたいと思います。

マタハラとは

マタハラとは、一般的に「妊娠・出産・育児休業などを理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益な取扱い」などと説明されます。

具体例として、産休を請求した従業員に対して不利益な配置転換をしたり、妊娠を申し出た契約社員に対して妊娠を理由に契約を更新しないことなどが挙げられます。

働く女性の妊娠、出産、育児に関しては、関係諸法律によりさまざまな保護がされていますが、マタハラについても、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法により禁止されています。それらに違反するマタハラが行われた場合、企業として損害賠償金や慰謝料の支払義務を負うことになったり、悪質な場合には事業主名が公表されるおそれもあります。

したがって、企業にとってマタハラは決して安易に考えるべきものではなく、セクハラ、パワハラと同様に、きちんと向き合うべき重要な問題であると言

えます。

マタハラに関する法律

マタハラについての法律としては、男女雇用機会均等法9条において、①女性労働者の婚姻、妊娠、出産を退職理由とするこ

と、②女性労働者が妊娠したこと、③女性労働者が妊娠したこと、④妊娠中及び出産後1年以内の女性労働者に対する解雇は無効とされています(ただし、事業主側が妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇でないことを証明したときは、有効)。

また、育児・介護休業法10条においても、労働者が育児休業申出をしたこと又は育児休業をしたことを理由として解雇その他不利益な取扱いをすることが禁止されています。

いずれの法律においても、禁止される不利益取扱いは、妊娠、出産、育児休業等を「理由として」行われるものであることが

要件となっています。

もっとも、実際には妊娠、出産、育児休業等が理由であることを明示した上で降格や雇止めがなされることは少ないでしょう。

そこで、個々のケースで労働者に対してとられた措置が、法律上禁止されている不利益取扱いにあたるのかどうかの判断基準が問題となります。

この点については、今回のコラムで、昨年の最高裁判決やそれを踏まえた厚生労働省の通達をご紹介しますが考えてみたいと思います。



田中伸山
山下江法律事務所、
副所長、
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、交通事故被害(損害賠償請求)。

山下江法律事務所 Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

契約書 債権回収 労務問題など
企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com

山下江 検索
なやみよまるく
相談予約専用
フリーダイヤル
平日 9~18時
土曜 10~17時
0120-7834-09
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652

山下江法律事務所主催 企業法務セミナー 《懇親会同時開催!!》 第14回「企業におけるメンタルヘルス対策と マイナンバー制度の対応について」

講師：特定社会保険労務士 福島 省三氏 / フクシマ社会保険労務士法人 代表社員
平成27年の注目テーマである「ストレスチェック」と「マイナンバー制度」について解説します。平成27年12月から労働安全衛生法の改正でストレスチェックが義務化になります。どのように対応すればよいのか? やらないとどんなリスクがあるのか? など事例を交えてお話しします。また、平成28年1月からマイナンバーの運用が開始されます。税や社会保険の手続き等でもマイナンバーが必要になるとともに、マイナンバーの管理体制及び企業の安全管理措置が必要となります。会社の人事部門におけるマイナンバー制度の対応についてお話しします。
日 時：平成27年7月23日(木) 18:30~ 会 場：TOWANI
詳しくは当事務所HP「お知らせ」企業法務セミナー情報をご覧ください。

◆創立20周年記念 ◆企業法務のご相談初回無料(平成27年7月1日~10月31日)